

<別紙1>

介護老人保健施設きさかのご案内
(令和6年4月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設 きさか
- ・開設年月日 平成15年4月1日
- ・所在地 東広島市西条町土与丸1235番地
- ・電話番号 (082) 422-1560
- ・ファックス番号 (082) 422-0838
- ・管理者名 井上 康
- ・介護保険指定番号 3452580032

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設きさかの運営方針]

「施設サービスの計画に基づき、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療、日常生活上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援する。」

(3) 施設の職員体制

	常 勤	非常勤	夜 間	業務内容
・医 師		3		医学的管理及び療養の指導全般
・看護職員	5	3		看護管理全般
・薬剤師		1		薬剤管理全般
・介護職員	14	8	2	介護管理全般
・支援相談員	2	1		利用者相談全般
・理学療法士		2		理学療法
・作業療法士		4		作業療法
・言語聴覚士		2		言語療法
・管理栄養士	1	1		栄養管理全般
・介護支援専門員	1			介護計画作成と実施
・事務職員	3	1		事務管理全般
・その他		2		リハビリ補助、介護支援専門員補助

(4) 入所定員等

- ・定員 50名
- ・療養室 従来型個室 16室、多床室 9室（2人部屋 1室、4人部屋 8室）

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
 - 朝食 8時00分～
 - 昼食 12時30分～
 - 夕食 18時00分～
- ③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑥ リハビリテーション
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑨ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑩ 理美容サービス（原則月1回実施します。）
- ⑪ 行政手続代行
- ⑫ その他
 - * これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・ 協力医療機関
 - ・ 名 称 医療法人社団 博愛会 木阪病院
 - ・ 住 所 東広島市西条町土与丸1235番地
- ・ 協力歯科医療機関
 - ・ 名 称 医療法人 いづみ会 森歯科医院
 - ・ 住 所 東広島市西条栄町2-21

◇緊急時の連絡先

看護・介護・リハビリには細心の注意をもってあたっておりますが、もし事故が発生した場合は、ご家族・緊急連絡先に速やかに連絡を入れるとともに、緊急の処置をとっております。更に重篤な事故の場合には、ご本人の住所地市町（保険者）にも報告をするようにしております。

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- ・ 面会は、7時～20時までとなっております。
- ・ 外出・外泊は家庭復帰訓練として推奨しておりますので、お申し出て下さい。
- ・ 飲酒・喫煙は禁止しております。
- ・ 火気の取扱いは禁止しております。
- ・ 設備・備品の利用はご相談に応じます。
- ・ 備品等の持ち込みはスタッフにご相談ください。
- ・ 金銭・貴重品・所持品は、原則お預かりしておりません。
- ・ 外出及び外泊時の施設外での受診は事前に必ず申し出て下さい。
- ・ 宗教活動は禁止しております。
- ・ ペットの持ち込みは禁止しております。

☆携帯電話のご使用について：2人部屋・多床室では、お部屋のカーテン内でのみ使用可能です。

個室をご利用の方は、室内でのみ使用可能です。

◎お部屋からの携帯電話の持ち出しは禁止となっております。廊下での使用もご遠慮ください。

◎携帯電話のご使用により医療機器の作動に支障をきたす恐れがあります。周囲の方のご迷惑にならないよう十分注意してお使いください。

◎施設内では、必ずマナーモード（メールも含む）に切り替えてください。

◎紛失・故障（破損含む）・水没等については、責任を負いかねます。あらかじめご了承ください。

◎スタッフによる携帯電話に関しての対応（操作・充電等）は致しかねます。

☆施設内の撮影・録音について：施設内（個室を除く、多床室・食堂・廊下・リハビリ室など）での撮影や録音をされる際には、必ず職員に声をかけていただき、諸課題がないことの確認を職員が行ってから実施して下さいませ、お願いいたします。

5. 非常災害対策

- ・ 防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、防火シャッター
- ・ 防災訓練 年2回以上

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。（電話082-422-1560）

要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

また、下記の公的機関・第三者委員へ直接、申し出ることもできます。その際は、各申し出先より助言や指導をいただき対応させていただきます。

相談窓口 苦情対応

○サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

お客様相談 コーナー	電話番号	(082) 422-1560
	FAX番号	(082) 421-0838
	相談先	施設長、支援相談員
	受付時間	8:30~17:30 (平日のみ)

○公的機関の苦情報告先

市 町	〒739-8790	広島県東広島市西条町栄町 8-29 東広島市介護保険課
	電話番号	(082) 420-0937
	FAX番号	(082) 422-2416
	受付時間	8:30~17:15
国保連	〒730-8503	広島県広島市中区東白島町 19番 49号 「国保会館」 苦情窓口係
	電話番号	(082) 554-0783
	FAX番号	(082) 511-9126
	受付時間	8:30~17:15

○第三者委員

社会福祉法人石川福社会	桜が丘保養園	施設長
電話番号	(082) 423-2595	
社会福祉法人特別養護老人ホーム	長寿苑	苑長
電話番号	(082) 425-2000	

8. その他

・施設のご案内

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、お申し出ください。

・その他当施設に関連した介護保険サービスとして

- ①通所リハビリテーション事業 (デイケア)
- ②短期入所療養介護事業 (ショートステイ)

・法人事業所

- ①木阪病院
- ②木阪クリニック
- ③看護小規模多機能型居宅介護きさか
- ④サンひまわり居宅介護支援事業所
- ⑤木阪病院病後児保育室
- ⑥木阪病院 (訪問リハビリテーション)

<別紙2>

介護保健施設サービスについて
(令和7年6月1日現在)

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 介護保健施設サービス

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭に帰っていただける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

◇医療：

介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

◇リハビリテーション：

原則としてリハビリテーション室（機能訓練室）にて行いますが、施設内でのすべての活動がリハビリテーション効果を期待したものです。

◇栄養管理：

心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。

◇生活サービス：

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

3. 利用料金

(1) 基本料金

施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。「介護保険負担割合証」の負担割合にて請求させていただきます。）

【在宅強化型】※1日あたりの自己負担分です。

(従来型個室)	<1割>	<2割>	<3割>
・要介護1	788円	1,576円	2,364円
・要介護2	863円	1,726円	2,589円
・要介護3	928円	1,856円	2,784円
・要介護4	985円	1,970円	2,955円
・要介護5	1,040円	2,080円	3,120円
(多床室)	<1割>	<2割>	<3割>
・要介護1	871円	1,742円	2,613円
・要介護2	947円	1,894円	2,841円
・要介護3	1,014円	2,028円	3,042円
・要介護4	1,072円	2,144円	3,216円
・要介護5	1,125円	2,250円	3,375円

【加算】

*在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)

	< 1割>	< 2割>	< 3割>
1日につき	51円	102円	153円

*入所後30日間に限り、下記の料金が加算されます。

	< 1割>	< 2割>	< 3割>
(入院から30日内の場合) 1日につき	60円	120円	180円
(上記以外の場合) 1日につき	30円	60円	90円

*外泊された場合、外泊初日と最終日以外は上記施設利用料に代えて、下記の料金を算定します。

	< 1割>	< 2割>	< 3割>
1日につき	362円	724円	1,086円

*退所時指導等を行った場合は、下記の料金が加算されます。

	< 1割>	< 2割>	< 3割>
① 試行的退所時指導の場合	400円	800円	1,200円
② 退所時情報提供の場合			
(居宅・社会福祉施設等へ退所)	500円	1,000円	1,500円
(医療機関への入院)	250円	500円	750円
③ 退所前連携の場合	600円	1,200円	1,800円
④ 訪問看護指示の場合	300円	600円	900円

*なお、緊急時に所定の対応を行った場合、別途料金が加算されます。

* (※その他、実施している加算については、別紙4参照。)

(2) その他の料金

- ① 食費 (1日当たり・おやつ代含む) 1,980円 (非課税)
(ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。)
- ② 居住費 (療養室の利用費) (1日当たり) (非課税)
 - ・従来型個室 3,140円
 - ・二人部屋 1,070円
 - ・多床室 437円
 (ただし、居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が1日にお支払いいただく居住費の上限となります。)
 注) 外泊が同月内で7日以上になった場合、負担限度額認定者は国の基準限度額の1日あたり従来型個室1,640円・二人部屋370円・多床室370円をいただきます。
 また、非認定者は上記金額を引き続きいただきます。

- ③ 理美容代 実費
- ④ 日常生活費 150円 (1日あたり)
- ⑤ 教養娯楽費 実費
(希望によるクラブ活動等の材料代)
- ⑥ 嗜好品費 実費 (個別の希望による品)
- ⑦ おやつ代 55円/個 (内消費税5円)
(食事をされなかった方でおやつを希望される方のみ)

日常生活費内訳 (1日の目安)	
タオル大	1枚
タオル小	2枚
おしぼり	4枚
シャンプー	適量
リンス	適量
ソープ	適量
ティッシュ	適量

- ⑧ 健康管理費 実費（インフルエンザ予防接種等を行った場合）
- ⑨ 電気使用料 2器まで 82円／日、器〈内消費税7円〉
3器以上 一律250円／日〈内消費税22円〉
(電気製品の使用をご希望される方のみ)
- ⑩ 文書料 実費〈税別〉
- ⑪ 死後処置代 5,500円〈内消費税500円〉

(3) 支払い方法

- ・毎月17日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。(翌月の請求書に同封する場合があります)
- ・お支払い方法は、銀行振込、金融機関口座自動引き落としの2方法があります。入所契約時にお選びください。

<別紙3>

個人情報の利用目的 (令和6年4月1日現在)

介護老人保健施設きさかでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

施設利用料 加算料金について
(令和7年4月1日現在)

入所時又は退所時及び緊急的な治療が必要な場合等別途以下の料金が加算されます。

以下は 1割(2割)《3割》の自己負担分です。

「介護保険負担割合証」の負担割合にて請求させていただきます。

安全対策体制加算	研修を受けた担当者が配置され、安全対策を実施する体制が整備されている場合加算されます。	20円(40円)《60円》/回
栄養マネジメント強化加算	入所者ごとの継続的な栄養管理を強化して実施した場合、加算されます。	11円(22円)《33円》/日
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	厚生労働大臣が定める基準のいずれかに適合している場合に加算されます。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護老人保健施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の80以上であること。 ・ 介護老人保健施設の介護職員の総数のうち、勤続10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の35以上であること。 ・ 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。 	22円(44円)《66円》/日
夜勤職員配置加算	厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たす場合、加算されます。	24円(48円)《72円》/日
初期加算(Ⅰ)	医療機関の入院日から30日以内に退院し、入所した場合、入所した日から30日以内の期間について加算されます。	60円(120円)《180円》/日
初期加算(Ⅱ)	入所した日から30日以内の期間について加算されます。	30円(60円)《90円》/日
入所前後訪問指導加算(Ⅰ)	入所予定日前30日以内又は入所後7日以内に、退所後生活する居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合に加算されます。	450円(900円)《1,350円》/回
入所前後訪問指導加算(Ⅱ)	入所予定日前30日以内又は入所後7日以内に、退所後生活する居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定にあたり、生活機能の具体的な改善目標を定めるとともに、退所後の生活にかかる支援計画を策定した場合加算されます。	480円(960円)《1,440円》/回
外泊時在宅サービス利用費	退所が見込まれる入所者をその居宅において試行的に退所させ、介護老人保健施設が居宅サービスを提供する場合算定されます。	800円(1,600円)《2,400円》/日

試行的退所時指導加算	退所が見込まれる入所者をその居宅において試行的に退所させる場合、入所者又はその家族等に対して退所後の療養上の指導を場合加算されます。	400円(800円)《1,200円》/回
退所時情報提供加算(Ⅰ)	居宅又は社会福祉施設等へ退所する場合、退所後の主治医に対して、診療状況を示す文書を添えて当該入所者の紹介を行った場合加算されます。	500円(1,000円)《1,500円》/回
退所時情報提供加算(Ⅱ)	退所して医療機関に入院する場合、当該医療機関に対して、診療状況を示す文書を添えて当該入所者の紹介を行った場合加算されます。	250円(500円)《750円》/回
入退所前連携加算(Ⅰ)	入所予定日前30日以内又は入所後30日以内に、退所後に利用する居宅介護支援事業者と連携し、退所後の居宅サービス等の利用方針を定めるとともに、診療状況を示す文書を添えて当該入所者に係る居宅サービス等に必要な情報を提供し、居宅サービス利用に関する調整を行った場合加算されます。	600円(1,200円)《1,800円》/回
入退所前連携加算(Ⅱ)	居宅介護支援事業者に対して、診療状況を示す文書を添えて当該入所者に係る居宅サービスに必要な情報を提供し、居宅サービス利用に関する調整を行った場合加算されます。	400円(800円)《1,200円》/回
訪問看護指示加算	退所時に訪問看護等の利用が必要であると認め、訪問看護指示書を交付した場合加算されます。	300円(600円)《900円》/回
緊急時治療管理	病状が危篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行った場合加算されます。	518円(1,036円)《1,554円》/日
特定治療	医師の判断でリハビリテーション、処置、手術、麻酔または放射線治療を行った場合、加算されます。	医科診療報酬点数表による
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅰ)	口腔衛生管理加算Ⅱ・栄養強化マネジメント加算を算定しており、リハビリテーション実施計画を入所者又は家族へ説明し、計画内容を厚生労働省へ提出した場合、加算されます。	53円(106円)《159円》/月
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅱ)	リハビリテーション実施計画を入所者又は家族へ説明し、計画内容を厚生労働省へ提出した場合、加算されます。	33円(66円)《99円》/月
自立支援促進加算	入所時に、医師が自立支援のために医学的評価を行い、その結果、特に自立支援のための対応が必要と判断した入所者に対し、支援計画を作成し、その計画を厚生労働省へ提出した場合加算されます。	300円(600円)《900円》/月

科学的介護推進 体制加算(Ⅰ)	入所者の心身の状況等に係る基本情報を厚生労働省へ提出した場合加算されます。	40円(80円)《120円》/月
科学的介護推進 体制加算(Ⅱ)	入所者の心身の状況等に係る基本情報に加え、疾病や服薬についての情報を厚生労働省へ提出した場合加算されます。	60円(120円)《180円》/月
所定疾患施設療養費(Ⅰ)	施設において、肺炎・尿路感染症・带状疱疹・蜂窩織炎・慢性心不全の増悪(肺炎・尿路感染症については検査、慢性心不全の増悪については注射又は酸素投与等の実施が必要)の入所者に対し、投薬、注射、処置を行った場合加算されます。なお、近隣の医療機関と連携した場合、医療機関で行われた検査、処置等の実施内容について情報提供を受け、当該内容を記録しておく必要があります。	239円(478円)《717円》/日 (1日1回7日を限度)
所定疾患施設療養費(Ⅱ)	対象となる入所者の状態は次の通りです。 <ul style="list-style-type: none"> ・肺炎 ・尿路感染症 ・带状疱疹 ・蜂窩織炎 ・慢性心不全の増悪 算定にあたっては、診断名、診断に至った根拠、診断日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を記録しておくこと(肺炎・尿路感染症については検査、慢性心不全の増悪については注射又は酸素投与等の実施が必要)。 なお、近隣の医療機関と連携した場合、医療機関で行われた検査、処置等の実施内容について情報提供を受け、当該内容を記録しておく必要があります。また、医師が感染対策に関する内容を含む研修を受講している必要があり、この場合加算されます。	480円(960円)《1,440円》/日 (1月1回10日を限度)
経口移行加算	経口による食事の摂取を進めるための計画を作成し、栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合に加算されます。	28円(56円)《84円》/日
経口維持加算(Ⅰ)	摂食障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対し、経口による継続的な食事の摂取を進めるための計画が作成され、栄養士が栄養管理を行った場合加算されます。	400円(800円)《1,200円》/月
経口維持加算(Ⅱ)	経口維持加算(Ⅰ)を算定している場合で、食事の観察及び会議等に医師、歯科医師、歯科衛生士または言語聴覚士が加わった場合、加算されます。	100円(200円)《300円》/月
療養食加算	厚生労働大臣が定める療養食を提供した場合加算されます。	6円(12円)《18円》/回

退所時栄養情報連携加算	厚生労働大臣が定める特別食が必要又は低栄養状態と医師が判断した入所者が退所する際、主治医及び介護支援専門員、又は医療機関等に対して、栄養管理に関する情報を提供した場合加算されます。	70円（140円）《210円》/回
再入所時栄養連携加算	入所者が医療機関に入院し、医師が特別食または嚥下調整食を提供する必要性を認めた場合あって、退院後直ちに再入所した場合加算されます。	200円（400円）《600円》/回
協力医療機関連携加算	協力医療機関との間で、入所者の病歴等の情報を共有する会議を定期的に行っている場合に加算されます。	50円（100円）《150円》/月
かかりつけ医連携 薬剤調整加算（Ⅰ）	内服開始して4週間以上経過した内服薬が6種類以上処方されている入所者で入所後1月以内に、状況に応じ処方内容を変更する可能性がある旨をかかりつけ医に説明・合意を得ており、医師が薬物療法に関する研修を受講している場合加算されます。	・イ（入所前の主治医と連携して 内服評価・調整した場合） 140円（280円）《420円》/回 ・ロ（老健において 内服評価・調整した場合） 70円（140円）《210円》/回
かかりつけ医連携 薬剤調整加算（Ⅱ）	かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）イ又はロを算定している場合で、服薬情報等を厚生労働省へ提出した場合加算されます。	240円（480円）《720円》/回
かかりつけ医連携 薬剤調整加算（Ⅲ）	かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）イ又はロ、（Ⅱ）を算定している場合で、退所時において処方している内服薬の種類が、入所時に比べて処方される薬が1種類以上減少させた場合加算されます。	100円（200円）《300円》/回
認知症チームケア 推進加算（Ⅱ）	厚生労働大臣が定める者に対し、認知症行動・心理症状の予防等に資するチームケアを行った場合加算されます。	120円（240円）《360円》/月
高齢者施設等感染対策 向上加算（Ⅰ）	算定要件は次の通りです。 ・第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症発生時等の対応を行う体制を確保しており、協力医療機関との間で、一般的な感染症発生時等の対応を取り決め、適切に対応している場合。 ・院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加している場合。	10円（20円）《30円》/月
高齢者施設等感染対策 向上加算（Ⅱ）	3年に1回以上、施設内で感染者が発生した場合の感染制御等にかかる実地指導を受けている場合加算されます。	5円（10円）《15円》/月
新興感染症等施設療養費	感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者に対し、適切な感染対策を行った場合加算されます。	240円（480円）《720円》/日 （1月1回5日を限度）
生産性向上 推進体制加算（Ⅱ）	見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、生産性向上の取組に関する実績データを厚生労働省に報告した場合加算されます。	10円（20円）《30円》/月

褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	入所者に対して、入所時の褥瘡の発生と関連あるリスクについて評価するとともに、少なくとも3月に1回評価し、その結果を厚生労働省へ提出する場合加算されます。	3円(6円)《9円》/月
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)の要件に加え、入所時に褥瘡発生のリスクがあるとされた入所者について、翌月以降で褥瘡が発生していない場合加算されます。	13円(26円)《39円》/月
排せつ支援加算(Ⅰ)	排せつに介護を要する入所者に対して、入所時に要介護状態軽減の見込みについて評価するとともに、少なくとも6月に1回評価を行い、その結果を厚生労働省へ提出し、評価の結果、要介護状態軽減が見込まれる入所者に対し、支援計画を作成・実施した場合加算されます。	10円(20円)《30円》/月
排せつ支援加算(Ⅱ)	排せつ支援加算(Ⅰ)の要件に加え、入所時より排尿・排せつのどちらか一方でも改善するとともに、悪化がない場合、または、おむつ使用ありからなしに改善した場合加算されます。	15円(30円)《45円》/月
排せつ支援加算(Ⅲ)	排せつ支援加算(Ⅰ)の要件に加え、入所時より排尿・排せつのどちらか一方でも改善するとともに、悪化がない場合に、さらにおむつ使用ありからなしに改善した場合加算されます。	20円(40円)《60円》/月
短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	3月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行い、入所時及び1月に1回以上ADL等を評価し、その結果を厚生労働省へ提出した場合加算されます。	258円(516円)《774円》/日
短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)	3月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行った場合加算されます。	200円(400円)《600円》/日
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	認知症であると医師が判断した入所者に、入所予定日前30日以内又は入所後7日以内に、入所者の退所後に生活することが想定される居宅又は社会福祉施設等を訪問し、把握した生活環境を踏まえ、リハビリテーション計画書を作成し、集中的なリハビリテーションを個別に行った場合に加算されます。 入所後8日後以降に訪問した場合は、訪問日以降から加算されます。	240円(480円)《720円》/日
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)	認知症であると医師が判断した入所者に集中的なリハビリテーションを個別に行った場合加算されます。	120円(240円)《360円》/日
若年性認知症入所者受入加算	若年性認知症入所者へサービスを提供した場合に加算されます。	120円(240円)《360円》/日
認知症行動・心理症状緊急対応加算	医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅生活が困難であり、緊急に入所することが適当と判断された場合加算されます。	200円(400円)《600円》/日

ターミナルケア加算	医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断された入所者、またはその家族の同意を得て、ターミナルケアに係る計画が作成されている場合、右記の金額が加算されます。	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡日以前31日～45日以下 72円 (144円)《216円》/日 ・死亡日以前4日～30日以下 160円 (320円)《480円》/日 ・死亡日前日及び前々日 910円 (1,820円)《2,730円》/日 ・死亡日 1,900円 (3,800円)《5,700円》/日
在宅復帰・在宅療養 支援機能加算(Ⅰ)	施設基本料の【基本型】を算定しており、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している施設である場合、加算されます。	51円 (102円)《153円》/日
在宅復帰・在宅療養 支援機能加算(Ⅱ)	施設基本料の【在宅強化型】を算定しており、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している施設である場合加算されます。	51円 (102円)《153円》/日
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が入所者に対し口腔ケアを実施し、入所者に係る口腔ケアについて介護職員へ具体的な技術的助言及び指導をした場合に加算されます。	90円 (180円)《270円》/月
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	口腔衛生管理加算(Ⅰ)の要件に加え、口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出する場合加算されます。	110円 (220円)《330円》/月

- ・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) ……一月の合計単位数の7.5%に相当する単位数が加算されます。
- ・地域区分加算 ……一月の合計単位数の1.4%に相当する単位数が加算されます。